

令和元年度（2019年度）第1回吹田市入札等監視委員会 議事録

- 1 開催日時 令和元年6月18日（火）午前9時30分から午後2時まで
 2 場 所 吹田市役所 低層棟3階 入札室、高層棟7階 会議室
 3 出席委員 （委員長） 中村 哲
 （委員） 高橋 明男
 （委員） 梶 哲教

4 会議の概要

- (1) 平成30年10月1日から平成31年3月31日までに締結した入札・契約方式別の発注案件の状況及び指名停止の措置の状況を委員に報告した。
 (2) 同期間に契約締結した予定価格が250万円以上の入札・契約案件のうち、委員が事前に抽出した次の案件を、所管室課の担当者同席のうえ、審議を行った。

案件番号	入札・契約方式	案件名	契約金額 (円)
1	一般競争 (工事)	南金田2丁目配水管φ100mm～φ150mm 布設替工事	106,351,920
		佐井寺1丁目ほか配水管φ50mm～φ150mm 布設替工事	98,731,440
		泉町1丁目ほか配水管φ75mm～φ150mm 布設替工事	67,947,120
		片山町1丁目配水管布設工事	49,589,280
		千里丘中配水管φ75mm～φ200mm 布設替工事	45,882,720
		東御旅町配水管φ100mm～φ150mm 布設替工事	26,687,880
2	指名競争 (業務委託)	吹田市立第三中学校樹木剪定等業務	1,436,400
		吹田市立高野台小学校樹木剪定等業務	1,285,200
		吹田市立千里新田小学校樹木剪定等業務	950,400
		吹田市営千里山東住宅ほか2住宅敷地内剪定業務	885,600
3	随意契約 (業務委託)	江坂公園自転車駐車場夜間等管理業務【長期継続契約】	8,921,016
4	指名競争 (工事)	吹田市立片山市民プール幼児用変形プール防水シート改修工事（機械設備工事）	6,048,000
		吹田市交流活動館外壁タイル改修工事（機械設備工事）	2,991,600
5	随意契約 (工事)	吹田市立片山市民プール ブロック塀解体撤去業務（緊急工事）	3,564,000
6	プロポーザル	吹田市片山・岸部地域障害者相談支援事業委託	72,008,680
7	指名競争 (コンサル)	南吹田駅前線関連道路用地境界標識設置測量委託業務	1,922,400
8	一般競争 (業務委託)	タブレット会議システム運用保守業務	1,315,440
		タブレット会議システム構築業務	2,105,784
		電子申込システム保守運用業務	19,440,000
		電子申込システム構築業務	432,000

9	随意契約 (業務委託)	平成30年度(第70回)吹田市成人祭「二十歳のつどい」 運営業務	2,806,406
---	----------------	-------------------------------------	-----------

(3) 契約候補者を選定する際にプロポーザル方式の実施を予定している次の案件について、その実施の適否について、担当者同席のうえ、審議を行った。

案件 番号	案件名
1	吹田市用途地域等一斉見直し検討業務
2	豊津・江坂・南吹田、千里山・佐井寺地域病児・病後児保育室運営業務
3	山田・千里丘地域、ニュータウン地域病児・病後児保育室運営業務
4	包括外部監査業務

5 議事録

○事務局

それでは、ただいまから令和元年度第1回入札等監視委員会を開催させていただきます。中村委員長、議事進行をお願いいたします。

○委員長

まず、始めに、本日は全委員が出席しておりますので、委員会規則第5条第2項の規定により本委員会は成立しておりますことを報告させていただきます。

それでは、次第1の「平成30年10月から平成31年3月までの入札及び契約手続等の運用状況」について事務局から報告をお願いします。

○事務局 資料に基づき報告

○委員長

資料1の「指名停止の運用状況一覧表」で、番号4と5について、指名停止の理由となっている文書の偽造や施工工事の不適正が判明したのは、どのような経緯からか。番号4と5で指名停止期間が相違しているのは、どのような理由なのか説明してください。

○事務局

他市における不適正施工の報道発表を受けて、同様の工事を発注する本市水道部が受注業者の関係者への聞き取りや、提出書類の精査を行った結果、不正が判明したものです。番号4と番号5の業者は、当該工事で元請と下請の関係であり、本市の指名停止措置要領に基づき指名停止したのですが、番号5の業者は、別事案で既に指名停止期間中であったため、その場合の指名停止期間は倍になると定めている指名停止措置要領に基づき、本来の期間の倍である8か月となったものです。

○委員長

一般的に元請と下請の関係の場合は、元請が下請に対して、一定の示唆や方向性を指示することが有り得るのではないかと。元請の指示で下請がこのような不正を行ったのであれば、元請の方が責任が重いと考えられ、そのような場合には、指名停止期間にそれが反映しないのか。

○事務局

元請が下請に指示したかどうかまでは分かりませんが、下請が不正を行ったことにより元請と下請に指名停止を行いました。

○委員長

指名停止をする際は、意見陳述によって当該業者から事情を聴く機会がありますか。

○事務局

文書で事実確認を行っています。

○委員長

他の委員の方、何か意見ありますか。

○委員

意見陳述の手続きは要領には定めていないのですか。

○事務局

定めていません。

○委員

指名停止の際に事情を聴くための意見陳述の手続きを整備した方が良いのではないかと。

○事務局

国の見解では、この指名停止措置は行政処分に当たらないと示されていまして、その意見の聴取は必要ないということで、全国的にもその運用で行っていますので、現状、本市でも同様の運用を行っていきたいと考えています。今後も全国的な状況を確認しながら検討していきます。

○委員長

指名停止の際の手続きについて、意見陳述の制度が必要かどうか検討してください。

○委員長

それでは次に、次第2の抽出案件の審議に進みます。

【案件1】南金田2丁目配水管φ100mm～φ150mm 布設替工事

佐井寺1丁目ほか配水管φ50mm～φ150mm 布設替工事

泉町1丁目ほか配水管φ75mm～φ150mm 布設替工事

片山町1丁目配水管布設工事

千里丘中配水管φ75mm～φ200mm 布設替工事

東御旅町配水管φ100mm～φ150mm 布設替工事

○委員長

まず最初の案件ですが、これまでの上下水道管の布設替工事に係る落札率は、本案件のようにほぼ同率ではなかったところ、本案件においては、ほぼ同率となっている。説明をお願いします。

○水道部企画室

これらの工事内容は定型的なものではなく、工程や現場の状況により、設計内容が異なっているものです。積算に用いる数値や率は公表されており、これを基に的確に積算を行えば、事業者が最低制

限価格に近い額を導き出すことは可能です。

最低制限価格については、要領で規定されており、算出基礎額から入札のミリ秒数を基に算出した調整額をマイナスして算出しています。この結果、最低制限価格は概ね予定価格の88～90%の率になる傾向があります。したがって、最低制限価格に近い額で落札される場所、毎回ほぼ同じような落札率になることが多い傾向になります。

○委員長

説明していただいた内容と資料を確認しまして、私は特に問題ないものと考えます。他の委員の方はどうでしょうか。

○委員

電子入札の結果の資料を確認しましたが、従来と同様の資料になっており、特に不正が見受けられるわけではありませんが、以前も指摘したことがあったと思いますが、失格が多いと感じます。最低制限価格以下であるためだと思いますが、これは実質的には「くじ」で決められたと同じようなものであるという印象がある。各事業者は入札額を低く抑えるような努力をしていると思われませんが、これだとその努力が虚しく感じる。ダンピング入札が無いようにするという事は分かりますが、この入札は金額が異なる複数の応札があり、その中で、最低制限価格より低い入札をしたものが失格となるやり方は、適切でないように思う。落札者の決定の方法は少し検討した方が良いのではないかと、というのは私の感想です。

○委員長

微妙な差で失格となっている事業者がいることは明らかではあるが、一定の基準で行わなければならないわけで、それであるならば、私は数値で決めざるを得ないのではないかと感じるが、委員の意見のとおり果たして検討できるのでしょうか。

○水道部企画室

市のルールに則って行っているので水道部で独自性を発揮するのは難しいと考えています。

○事務局

ルール上、仕方ない部分があるのですが、競争入札の方法として総合評価という方法もありますが、現在導入に向けて庁内で検討を始めています。全ての案件に適用するのは難しいですが、制度の確立に向けて検討して参りたいと考えています。

○委員長

総合評価も含め、どのような方策があるのか検討をしていただくとして、この案件については特に問題ないということで了解しました。

【案件2】吹田市立第三中学校樹木剪定等業務

吹田市立高野台小学校樹木剪定等業務

吹田市立千里新田小学校樹木剪定等業務

吹田市営千里山東住宅ほか2住宅敷地内剪定業務

○委員長

次の案件に移ります。学校と市営住宅の樹木の剪定の業務ですが、落札率がいずれも20%、30%

台と低い水準となっているため、説明をお願いします。

○教育総務室

年度末に実施した業務であり、業務期間が短く、各事業者が工夫したことにより、費用を抑えることができたのではないかと考えられます。

○委員長

第三中学校の案件は、9者応札のうち7者が30%以下の入札で、高野台小学校の案件は、7者応札のうち5者がほぼ予定価格以上の額で入札で、千里新田小学校の案件は、8社応札のうち、4者が70%以上の入札で2者が40%以下の入札であった。市営千里山住宅の案件は、7者応札のうち5者が70%以上の入札になっているので、高野台小学校、千里新田小学校、市営千里山住宅の案件は予定価格の設定について特段問題ないと考えられるが、第三中学校の案件は、大半の事業者が30%以下の入札であるので、説明していただいた理由では少し疑問が出てきてしまう。

○教育総務室

委員長の指摘のとおり、第三中学校の案件は、入札の平均価格は予定価格の41%であり、非常に低い価格になっていることは認識しています。今後はもう少し実勢価格を見極めて予定価格を設定して参りたいと考えています。

○委員長

確認ですが、第三中学校の案件と高野台小学校、千里新田小学校の案件で業務内容は異なるのでしょうか。

○教育総務室

特に大きな差はありませんが、学校によりまして、木の種類、本数等については違いがあります。

○委員長

高野台小学校と市営千里山住宅の案件は、落札者のみ低い価格で落札されましたが、適正に業務を執行したのでしょうか。

○教育総務室

高野台小学校を含め、この3つの学校について、適正に執行したものと認識しています。

○都市計画室

市営千里山住宅の案件は、今回30%台で落札した事業者は平成30年度に新規登録した業者であり、本市での実績の構築等を重視して入札に臨んだものと考えています。また、委員長のご指摘のとおり、残りの5者が70%以上、1社が60%以上の入札価格なっていますので、適正に入札が執行されたものと考えています。

○委員長

市営千里山住宅の案件の予定価格の算定については、一般財団法人経済調査会が発行した資料に基づいて行っているとのことですが、3つの学校の予定価格の算定はどのように行ったのでしょうか。

○教育総務室

事業者からの参考見積りや過去の実績から算出しました。

○委員長

どちらも市が行う樹木の剪定業務ですが、担当室課が異なることで対応が違ってくるということは仕方ないということですか。統一することはできないのでしょうか。

○事務局

ダンピングを防止する方策としては、最低制限価格を設定することが有効であると考えていますが、実際に各所管が行っているのは見積りを取得したり、歩掛や労務単価を使ったりといろいろな積算を行っており、最低制限価格をその70%にするのか、あるいは80%にするのか、などは統一することは難しいと考えています。

○委員長

見積りを基に最低制限価格を設定するのは難しいということは理解できますが、同じ業務であるのに基準が違うということは一般市民からすると疑問を感じることもあるかもしれない。

しかし、現段階ではやむを得ないのかもしれない。

○委員長

他の委員の方、よろしいでしょうか。

○委員長

それでは、この案件については落札率が低かったということでしたので、今後、予定価格の設定について、様々な要因を考慮しながら適正に価格を決定するよう検討していただきたいと思います。

【案件3】江坂公園自転車駐車場夜間等管理業務

○委員長

それでは、次の案件に移ります。この案件は入札を行ったが、最終的に随意契約となった経緯を説明願います。

○総務交通室

この入札は、9者指名したうち、4者が参加しましたが、最初の入札では落札者がなく、直ちに再度の入札を行いました。それでも落札者がなかったため、最低価格を提示した事業者と随意交渉を行い、契約の締結に至ったものです。

また、本案件以外の同様の業務の入札においても、同様に落札者がおらず、随意契約になっている場合があり、指名する事業者を市内本店業者に限るといった条件の見直しを検討する必要があるのではないかと考えています。

○委員長

委員の方、何か意見等ありますでしょうか。

○委員長

それでは、今後、入札者が増えるような方策を考えていただくとして、この案件については特に問題ないということで了解しました。

【案件4】吹田市立片山市民プール幼児用変形プール防水シート改修工事（機械設備工事）

吹田市交流活動館外壁タイル改修工事（機械設備工事）

○委員長

それでは、次の案件に移ります。次の案件は片山市民プールなどの機械設備工事の関係です。

○委員

管工事に関わる指名競争入札で落札率の高いものが目立ちます。資料を確認しまして、片山市民プールは応札2者で辞退4者、交流活動館でも応札2者、辞退6者であり、折角の指名競争入札だけでも、指名競争入札が十分機能していないようであることが残念であると思う。今後、配置技術者の兼務要件を緩和するという事なので、今後は入札者が増え、改善することに期待したいと思います。

○委員長

他に意見ありますか。

○委員長

それでは、私も特に意見はございませんので、この案件については特に問題ないということで了解しました。

【案件5】吹田市立片山市民プール ブロック塀解体撤去業務

○委員長

それでは、次の案件に移りたいと思います。

○委員

この案件はブロック塀の解体撤去業務で緊急の必要により競争入札に付すことができないために随意契約としたもので、もっともな理由であろうかと思いますが、この契約日が地震から6か月以上経過し、本当に随意契約でなければいけなかったのかということが気になりました。資料の中では、直接の原因は地震であるけれども、それだけではなく、隣接する敷地においてフェンス撤去工事が施工されることとなり、現状のままであると、隣接工事施工時に壁が崩落し、工事施工業者等に被害が及ぶ恐れが判明したため、隣接する部分についてのみ緊急で撤去を行ったということですが、この理由ならば、緊急であるという理由が適切であったかどうか疑問に思います。

隣接するフェンス撤去工事の施工業者が片山市民プールのブロック塀の解体撤去も行ったということですか。

○文化スポーツ推進室

隣接する敷地はURのマンションが建っていきまして、UR側のフェンス撤去工事が行われる中で、プールのブロック塀の解体撤去工事は、フェンスの撤去工事とは別の事業者が行いました。フェンス撤去工事でUR側の敷地を掘削することにより、元々地震でひび割れしていましたプール敷地内のブロック塀が倒れる可能性があり、作業員や住民等に被害が及ぶ可能性がありましたので、隣接する部分のみ撤去したものです。

○委員

資料では、指定管理者の構成員である南海ビルサービス(株)と随意契約したということですが、この場合でも緊急であるという理由での随意契約ということですか。予定価格はどのように算定されましたか。

○文化スポーツ推進室

南海ビルサービス(株)に見積りを依頼し、当室でその見積り価格等を参考にしながら決めました。

○委員

その見積り価格、予定価格の適正性を何らかの形で担保できますか。

○文化スポーツ推進室

指定管理者として、南海ビルサービス（株）がプールの管理を行っており、現状を最も把握していること、この事業者が数年間継続して管理をしていること、また、地震から数か月経ちましたがブロック塀を撤去する事業者が限られること、本市としても速やかに撤去をする必要があることから、指定管理者である当該業者と契約したものです。

○委員

わかりました。

○委員長

UR側から工事を行うということについて、市に報告があった後、随意契約するまでの期間はどのくらいあったのでしょうか。

○文化スポーツ推進室

UR側の工期が5月末までと聞いていましたので、ブロックの撤去が進まないと工期が延び、費用が増えるということでしたので、市と協議のうえ速やかに撤去を行ったものです。

○委員長

それでは、UR側からの報告からブロック塀撤去の契約までの期間はそれ程無かったということですか。

○文化スポーツ推進室

元々プールのオープンが7月を予定しており、UR側の掘削がなければ今年度にブロック塀の撤去を行う予定でした。しかし、URとの協議で掘削してフェンスを作ることになりましたので、その部分においてのみ、予定を前倒しをして撤去をいたしました。

○委員長

それでは、この案件については特に問題ないということで了解しました。

【案件6】吹田市片山・岸部地域障害者相談支援事業委託

○委員長

次の案件に移ります。

○委員

障害者相談支援事業の6案件について、予定価格が3件ごとに同額となっている。なぜ、そのような積算になったのか、積算の仕方について説明を求めました。

資料では、その算定については人件費と事務費、事務費の具体は光熱水費と地域センター外の設置分については家賃が予定価格の算定基準ということなので、私自身の疑問点は解消されました。

○委員長

それでは、この案件については特に問題ないということで了解しました。

【案件7】南吹田駅前線関連道路用地境界標識設置測量委託業務

○委員長

次の案件に移ります。

○委員

南吹田駅前線関連道路用地境界標識設置測量委託業務ですが、同様の測量委託業務と比較しても落札率が非常に低いという点と、契約相手方が法人ではないということで質の確保という面で気になりましたので抽出しました。

説明資料では、契約の相手方が現場等を熟知していたことが原因で低い金額で落札できたと思われるということですが、質の確保という面ではどうでしょうか。ある程度、価格と質は対応するものなのか、そうでないものなのか、教えてください。

○地域整備推進室

この測量業務ですが、都市計画道路を施工する前に用地買収があり、その用地買収のための境界確定の業務を行っていたのがこの受注者であり、今回の業務は道路工事が完成した後、用地買収を行ったところに境界標を復元するような業務であり、当初に境界確定に携わった業者ですので、かなり費用は低く抑えられたと思われまます。また、測量業務については、資格を持った業者が入札に参加されていますし、この受注者も本市の他の測量業務も行っている実績のある業者であります。

○委員

最低制限価格によって、質の保証を確保する方法はないのか、その点をご説明願いたい。

○総務交通室

業務の質という点では問題なかったと考えています。ただ想定より非常に安い価格でありました。最低制限価格の設定ですが、契約の適切な履行の確保を目的として、特に必要と認められるときにあらかじめ設定できるということになっていますので、本当に質の確保ができないというものであれば、最低制限価格の設定を検討する必要があると考えますが、今のところは、履行内容について特に質が確保されていないという状況ではないと考えています。

○委員

測量結果が正しかったか、または質が確保されているかというものはどのようにしたら分かるのでしょうか。

○地域整備推進室

測量の成果については、報告書等をチェックします。

○委員

後になって、地権者等から測量結果が間違っていたというような苦情が出て、もう一度測量をやり直すようなことは、過去には少なくともなかったということですか。

○地域整備推進室

測量に沿って工事施工することもあり、施工業者も測量のチェックは行い、法務局も実地調査を行います。資格を持った測量士や土地家屋調査士が測量を行い、本市もチェックを行いますのでこれまで問題は起こったことはないです。

○委員

わかりました。

○委員長

それでは、この案件については特に問題ないということで了解しました。

【案件8】 タブレット会議システム運用保守業務

タブレット会議システム構築業務

電子申込システム保守運用業務

電子申込システム構築業務

○委員長

次の案件に移ります。

○委員

これらの構築と運用保守業務は関連したものだと思いますが、構築を低い金額で受注しておけば運用の方で高い利益を確保するというようなことにはなっていないか、という点が気になったので抽出しました。

たとえば、構築と運用保守を一括して入札すれば良いのかもしれないが、いかがでしょうか。

○情報政策室

今回はタブレット会議システムの構築と運用保守、電子申込システムの構築と運用保守という形の2つの案件になっています。予算をそれぞれ別で計上していますが、入札自体は委員ご指摘のとおり、構築が低い金額で運用保守が高い金額で利益をとることが懸念されましたので、構築と運用保守を一体的にまとめて入札しています。契約に関しては、構築と運用保守という部分を明確に分けた内訳書を出させて、それぞれ別で契約しています。したがって、構築を安く、運用保守を高くなるような契約の手法をとっていないものと考えます。

○委員

そのように適切にされているようであれば結構です。分かりました。

○委員長

構築と運用を分けるのか、分けないのかは、これまでも議論になっていたと思いますが、今回は対応については特に問題ないということで了解しました。

【案件9】 平成30年度（第70回）吹田市成人祭「二十歳のつどい」運営業務

○委員長

それでは、次の案件に移ります。

○委員

この案件は成人祭「二十歳のつどい」の運営業務で、新成人の中から実行委員を公募し、運営しているということですが、それについては良いのだろうと思うのですが、契約の相手方が成人になったばかりの個人であり、法的責任ということから適切であるのか、成人祭の運営に係る支出の透明性はどのように確保されているのか、というところが懸念したところです。

説明資料では、一つ目のことは、問題なくされているということですが、運営の透明性に関しては、

業務を市が行って、新成人に一定関わってもらうということにすれば、この事業自体が市の業務になるので透明性は図らなければならなくなるわけで、こういった運営をされているのかも含めて説明をお願いします。

○青少年室

実行委員会は公募で選ばれました新成人をメンバーとして構成していますが、事務局として市の職員が検討会議等には参画しています。市と教育委員会が主催して実行委員会に成人祭の企画、立案、実施を委託して実行委員会代表者名義の口座を開設して、その口座に入金するわけですが、実際の現金の支払い等に関しましては、市の職員が準公金としての管理要領に基づいて行っています。

したがって、新成人が金銭的な事故によって法的責任を負うようなことが起こらないような運用を行っています。

なお、各種の企画が会場で行われます。その準備として、どうしても成人祭当日に消耗品等の購入が必要になりますので、公費の支出として手順どおりに行っていますと間に合いませんので実行委員会名義での現金支出が必要なものと考えています。

○委員

支出の概要や明細を事後に公表をしていますか。

○青少年室

委託契約の終了後には経費明細、事業内容の報告と合わせて完了報告書が市に提出されます。これらは公文書として公開請求があれば公開されます。なお、280万円の委託費のうち、最も大きく占めているものは、ホテルの会場使用料及び警備の委託料で約200万円になります。これらを除いたものが企画の費用や消耗品の費用になります。

○委員

適正にされているとは思いますが、このような良い企画をされているので、請求があれば公開するというのではなく、積極的に公表しても差し支えないのではないかと思います。

○青少年室

事業実施後に実際の様子をホームページ等で一般にお知らせするなど、公開のあり方については検討していきたいと思います。

○委員長

それでは、この案件については特に問題ないということで了解しました。

以上で抽出案件の審議を終了します。

○委員長

それでは、次に、次第3の予定価格が1,000万円以上の業務等の契約におけるプロポーザル方式実施の適否について審議を行います。

【プロポーザル案件1】吹田市用途地域等一斉見直し検討業務

○委員長

まず、最初の案件ですが、資料に沿って説明をお願いします。

○都市計画室 説明

○委員長

この案件について委員の皆さん、何か御質問はありますか。

○委員

このような業務を事業者に委託するということが、率直に驚いています。市の内部で検討されるものだと思っていました。事業者は市にどのような企画書を提出するのか、イメージがつかないのですが、提出された企画書を市がどういった形で審査をするのか、説明をお願いします。

○都市計画室

用途地域の商業地域や住居地域、工業地域等の地域の性質をどう振り向けていくかは、これまでどおり行政の意向を反映します。また、府から本市に用途地域等の決定権限が移譲されたことにより、例えば一斉見直しのサイクルを以前の5年毎であったものを本市の市街化の動向も踏まえ、どれくらいのサイクルが妥当なものなのかを本市で検討する必要があります。また、前回の見直しの平成22年度に、高さを制限する高度地区を抜本的に見直したので、その効果の検証を事業者の知見を得ながら作り上げていきたいと考えています。

○委員

サイクルの見直しは社会のニーズと行政の効率のバランスで決まってくるだろうと思われるが、計画を変更するという事は、この10年で社会的に計画を変更するニーズ・機運が出てきていると考えて良いのでしょうか。

○都市計画室

事業者からは、建ぺい率、容積率、高さなどの制限を緩和してほしいという要望は常々受けていますが、それ以外にも企業が撤退してその土地に住宅が建ってきており、現状と用途地域の制限の齟齬が起こってきている所が散見されるので、そういった点では変更する必要性はあるものと考えています。

○委員

特定の政策目的による見直しとは少し違うという印象なので、プロポーザルに適しているのか少し疑問に思います。企画書による提案で事業者を選定することに馴染むものなのか。行政側でそれぞれの地域における変更の必要性、要望が積み上がっているのであれば、行政自ら変更すれば良いのだけれども、そこに事業者が介在する必要はないのではないのでしょうか。なぜ事業者を介在させるのか。

○都市計画室

見直しサイクルの検討や事業者、住民からの制限の見直し要望もありますが、特に高度地区指定による高さ制限の許可の運用基準策定は事業者から技術的、専門的な知見が必要なため、事業者が介在し、より良い許可基準にしたいと、それらを含めた提案をしてもらえると考えています。

○委員

権限委譲された他市があるわけなので、何年のサイクルが良いのか、行政レベルで情報収集すればどの程度が適正かというのは分かるのではないかと。また、高度地区指定による高さ制限の許可基準にしても同様なのではないのでしょうか。

○都市計画室

用途地域見直しのサイクルですが、兵庫県内はこれまで県が行っていた5年サイクルを踏襲していますが、大阪府内は一律ではなくそれぞれバラバラですので本市としての考え方をもちたいと思っています。高度地区の高さ制限の許可基準を制定して公開している自治体はまだ少なく、本市が先に進んでいる状況であり、独自の取組になると考えています。

○委員

こういった事業に取り組んでいる事業者は何社ぐらいありますか。

○都市計画室

基本的には土木設計コンサルタント業者で行っていただきたいと考えていますが、本市の業者登録上、「都市計画及び地方計画」を希望されている数十の業者から選定する予定です。

○委員長

予算規模はどれくらいを想定していますか。

○都市計画室

全体は3年契約で約2,500万円です。

○委員長

土木設計コンサルタントを介在させることにより、市が行うよりもどういった大きなメリットがあるのか。

○都市計画室

行政側だけでは足りていない観点や取り入れていくべき市街地環境の改善の視点を、他市で請け負った事例なども踏まえた提案をしてもらうことにより、高さ制限のより効果的な許可制度を策定できるものと考えています。

○委員長

市で一定のニーズ、要望を蓄積されているわけですから、それらに加えて事業者にはいろいろな視点を含めて企画提案してもらうことによって、より良いものができるということは抽象的には理解できますが、具体的なメリットが分かりづらい。

○都市計画室

繰り返しになりますが、高さの制限を本市は先んじて行ってきましたが、そのフォローアップが必要になってきました。全国的には、東京など関東圏も進んでいますので、そのテクニカルなものを取り入れるために、より良いものを事業者に提案してほしい。ただ、市民の財産にも関わる部分もありますので、庁内であれば部長級、課長級で構成する会議にて協議を何回も行ったうえで、市の方向性は市が決めていきます。

行いたい方向性に向かって、手法、アプローチ、テクニカルなものを技術力、経験、知見を提案できる事業者にも担ってもらいたい。

○委員

市内全域に関わる計画を事業者任せにうまくいくのか、というのが私が言いたかった趣旨です。局地的な企画であれば、面白い提案を持った事業者もあるかもしれないが、市全域の場合は少し違うのではないかと。

許可基準の策定であれば、事業者ではなく、建築、土木、都市計画の学者、先生方を招いて議論して基準を作るという方法もあるだろうと思うし、都市計画審議会もあるわけなので、それとは別に事業者を介在させて事業者が発案を委ねるといったのが良いのかどうか。

企画書で提案してもらおうが、その中身によって事業者をうまく選定できるのかどうかも疑問に感じます。成果物が出て選定するのであれば分かるが、提案の段階だけで市が望むような事業者を選定することは果たしてできるのでしょうか。

○都市計画室

計画の中身を提案してもらおうことは考えておりません。プロセス、業務の進め方、手法を企画書で提案してもらい、その内容で判断して選定したいと考えています。確かにどのように選定するのは難しいと感じておりますが、一定の基準で選定できるように進めているところです。

○委員

これまでの質疑を聞いて私も他の委員と同じ感想を持っていますが、とりわけ事業者の関心が高いのは、高度地区の高さ制限の許可基準に関することであると思う。それ以外については、事業者が大きく関心を持つとは考えない。そうだとすれば、市域全域の業務を事業者に任せるのではなく、高度地区の高さ制限の許可基準に絞って事業者に任せ、それ以外の部分については市の責任で行った方がよいのではないのでしょうか。

○都市計画室

高度地区の許可基準を考えるにあたってする調査内容と、そのエリアがどういう高度地区、用途地域であるべきなのか、基本的なことを考える前提となる現況調査部分が共通の作業でありますので、業務をあえて切り離せなくはないのですが、重なる業務がありますので一体的に委託したいと考えています。

○委員

例えば、都市計画審議会に専門部会を作って、高度地区に関することは事業者も参加して検討を進め、それと並行して全域的な用途見直しは市が進めていくという形です。これはどうでしょうか。

○都市計画室

そのとおりの進め方で行おうと考えています。都市計画審議会でも複数年に渡り議論をしながら、並行して庁内では政策を決める課長級、部長級で構成する会で協議を複数重ね、その間に住民説明会を何度も行い意見を聞きながら進めて参ります。

補足になりますが、前回は政策を決める場には事業者は参加していません。案を作成する場には事業者に入ってもらい支援してもらっています。

○委員長

高度地区に関わる部分以外の現況調査について、プロポーザルで選定する意味があるのか少しわからない。現況調査を単独でプロポーザルでなく、入札等で決定して委託することもできるのではないか。今の説明では、高度地区の高さ制限の許可基準に関する専門的な知見も含めて一体的にすることによって安上がりになるという説明になるが、その認識で合っていますか。

○都市計画室

費用的なところもありますが、現況調査は用途地域の見直しだけではなく、高度地区の許可基準を定めていくにあたり、地形や立地状況の調査も必要であることから、一体的に事業者からの提案を受けたいと考えています。

○委員

やはり企画書のイメージが分からない。企画をするにあたっての視点を明確にした形でプロポーザルをするのであれば意味があるかと思えます。説明されている都市計画室の方はイメージできている

みたいですので、企画書をどのような項目でどのように評価するのかを明確にするのであれば、プロポーザルでも良いのではないかと私は思いました。

○委員長

今、この場でプロポーザルが適当であるかといえるかどうか、また、適当でないといえるかどうか、あるいは、プロポーザルにしても全面的ではなく一定の方向性で考えてもらうのか、これ以上、検討する材料が揃っていない。直ちに結論を出すことはできない。

○都市計画室

現在、案ではありますが、業務内容と評価する項目について資料がありますので、すぐに準備します。

○委員長

それでは、その間に残りの案件の審議を終えてから、再度、この案件の審議に戻りたいと思います。

【プロポーザル案件2】豊津・江坂・南吹田、千里山・佐井寺地域病児・病後児保育室運営業務

【プロポーザル案件3】山田・千里丘地域、ニュータウン地域病児・病後児保育室運営業務

○委員長

次の案件に移ります。資料に沿って説明をお願いします。

○保育幼稚園室 説明

○委員長

この案件について委員の皆さん、何か御質問はありますか。

○委員

案件2の豊津・江坂・南吹田、千里山・佐井寺地域の業務ですが、契約予定期間が2月1日から3月31日までということですが、この短期間で1,000万円以上の金額になるということですか。これら全ての地域の合算ということですか。

○保育幼稚園室

今回は豊津・江坂・南吹田地域の件で、現在、市が保育室の建設をしています。その完成後に事業者にも運営を行ってもらうもので2月1日からの契約を予定しています。金額については、現在実施している他の病児・病後児保育室の委託料は、年間約2,500万円ですので、年間で1,000万円を超えますので本委員会の審議案件とさせていただいています。

○委員

市域の幾つかの病児・病後児保育室が連携をとって運営することを想定しているのですか。

○保育幼稚園室

現在委託しているのは2か所で北千里と江坂方面にあります。病児・病後児保育は病気の種類によって同じ部屋に子供さんを保育することができる事業であり、保育室間で情報交換することにより、例えば、ある保育室で受け入れを断らざるを得ないケースであっても、別の保育室で、まだ受け入れる余地があれば可能な限り多くの児童を受け入れることができるような連携も行うことが想定されます。

○委員

確認ですが、これらの施設は公の施設ということになるのですか。

○保育幼稚園室

病院や診療所の横に保育室が設けられ、公の施設ではありませんが市が事業を行っています。

○委員

診療所に附属するようなものですか。

○保育幼稚園室

ケースにもよりますが、保育室が町の診療所や小児科医に併設されているものです。

○委員長

先程、施設を新設して新たに始めるところと既に運営している施設があるという説明でしたが、これまでもプロポーザルで事業者を選定していたのでしょうか。

○保育幼稚園室

これまで3か所公募型プロポーザル方式で選定していました。

○委員長

応募してくる事業者はどういった事業を主としているのでしょうか。

○保育幼稚園室

個人の小児科や医療法人の病院が応募されています。やはり病気のお子さんを預かるということで、すのでそういった事業者が応募されます。

○委員長

それでは、この2つの案件につきまして、当委員会ではプロポーザル方式での実施が適しているものと判断します。

【プロポーザル案件4】 包括外部監査業務

○委員長

それでは、次の案件に移ります。資料に沿って説明をお願いします。

○企画財政室 説明

○委員長

この案件について委員の皆さん、何か御質問はありますか。

○委員

この説明書の参考として府内の中核市の例を挙げていただいています。これを見ると府内でプロポーザル方式を採用していない中核市はないということですか。

○企画財政室

ございません。

○委員

基本的にはプロポーザルで良いのだと思いますが、中核市移行に伴い吹田市としてもいろいろな政策の見直しが進められてきたと思うので、市としての課題が見えてきているのではないかと。

その部分についての監査業務を仕様に反映させ、プロポーザルではなく入札することも可能ではないかと。

○企画財政室

監査のテーマについては、外部監査人が決めるということになっています。市として監査してほしい項目、テーマは持っているが、外部監査を取り入れる趣旨が、独立性、専門性、透明性を高めるということでもありますのでテーマの設定から外部監査人に行っていただく制度設計になっています。

○委員

公募型のプロポーザルを行うという積極的な理由を教えてください。

○企画財政室

包括外部監査人は、公認会計士や弁護士がほとんどですが、その中で公認会計士は会計のプロフェッショナルであり、弁護士は裁判例等をよく御存じである中で、法の解釈について強く、視点が違います。本市におきましても、定期監査として監査委員の監査を受けているわけですが、一定弱みという部分もあります。プロポーザルでは、外部監査として広い視野から提案いただきたいと考えています。

また、外部監査制度が導入された際の国の説明では、外部監査契約は法人請負契約とは別の性格で入札にかける性格のものではなく、プロポーザルでの選定または推薦された特定の者と契約するかのどちらかになります。したがって、本市としてはプロポーザルでの選定を考えています。

○委員

プロポーザル方式を採用して、監査人を選定する際は、市内部だけで決めるのですか。私は外部の人間も若干名は入った方が良くと思います。

○企画財政室

選定委員会には外部委員も含めた組織とするよう考えています。

○委員

公募型と指名型のプロポーザル方式のうち、公募型を考えているようですが、なぜ、その監査人を選定したのかという合理的な理由を説明できるということが大事だと思います。外部の選定委員も必要ですが、選定の基準も公開されるということも重要だと思います。

また、契約予定期間が1年間であり、それを更新する際、またはしない場合にも合理的な説明ができるようにしておかなければならないと思います。

先程、一定の弱みがあると説明がありましたが、もし、そういった認識があるようでしたら、まずは日常の業務の中で補うことを考えれば良いと思いますし、それを外部監査人に依拠しようとするならば、少し筋違いではないかと思います。ましてや市長に寄り添うような監査人をプロポーザルで選定するようなことはあってはいけないと思うわけであります。

したがって、客観的な要素で選定できるのかどうかということが市民にとって説得力をもつ最大の決め手になると思います。選定委員会の人選や選定基準の公開について、十分留意していただきたい。

○委員長

各委員の意見を踏まえたうえで、この案件につきまして、当委員会ではプロポーザル方式での実施が適しているものと判断します。

【プロポーザル案件1】吹田市用途地域等一斉見直し検討業務

○委員長

それでは、プロポーザルの最初の案件である吹田市用途地域等一斉見直し検討業務に戻ります。資料の説明をお願いします。

○都市計画室 現時点での業務内容（案）と評価項目（案）について説明

○委員

まだ、イメージが分からない部分がある。事業者に委託しないとできないものか疑問に思う。かなり大雑把なものしかできないと思う。

○都市計画室

ご意見をおうかがいして今後精査したいと考えています。

○委員

用途地域や指定基準を明文化したとしても、拘束力があるのですか。

○都市計画室

本市が定めた基準であり、今後は当基準に基づき見直しを行ってまいります。

○委員長

基準については公表されるものですか。

○都市計画室

公表されます。

○委員

例えば、国勢調査のサイクルでそれに合わせて基準を見直すような漠然とした決め方でも差し支えないではないかと私は思う。わざわざ事業者に任せる程の話になるのでしょうか。

○都市計画室

都市計画に特化した業務になりますので都市計画法で市街化がどんな風に進んだか、を掴む調査もあります。府が行うことになっており、それを各市が作業を行い、マクロ的な動きは、私どもも少しは掴めるようになってきています。それが5年10年を経て一つの大きな姿が見えるように国・府はなっています。用途地域の決定権限が市に下りてきているので、理屈上は本市のみ突出したことをすることはできますが、実際、都市は市単位ではないので、大阪府と調整を取りながら進めていかなければならないと考えています。

○委員長

用途地域の見直しの調査の関係では、各事業者で個別性があったり、独自性があったりすることはあまりないと思う。

○都市計画室

お示ししている資料は、最低限事業者に行っていただきたい項目であるので、これ以外に提案していただけることを期待しています。

○委員長

事業者側からはノウハウが出てくると想定しているのですか。

○都市計画室

出していただけると考えています。特別なことを求めているのではなく、新たな知見を提供してほ

しい。

○委員長

先進的な市から情報をもらうことは難しいのですか。

○都市計画室

情報収集は可能です。しかし、右にならうようなことは、地勢や人口など違いますから、難しい面もあります。事例は共有できますが、本市に直接活用することは難しい。

○委員

私としては、行政が市民とまちづくりをするのではなく、事業者とまちづくりをするような違和感が少しある。市民を置き去りにした形の都市計画になってしまうのではないかと思えてしまう。

○都市計画室

事業者が主導的な形にはならない。あくまで市主導であり、市民の意見を取り入れるべきものはパブリックコメント等を通じて反映することになる。ただ、方法論について事業者から知見をもらいたい。

○委員長

事業者から意見は聞くが、あくまで参考ということですか。

○都市計画室

そのとおりです。

○委員長

今までの議論を踏まえて委員だけでまとめさせていただきます。一度退席していただけますか。

委員以外 退席

○委員長

この案件について、当委員会では、3つの条件付きでプロポーザル方式での実施が適しているものと判断します。

条件の一つ目は、事業者からは意見をもらうことになるが、市が主導的に業務を行う。二つ目は住民の意見、専門家の意見を十分取り入れること。三つ目はこれらのことがしっかり成されたことを当委員会にフィードバックすること。これらを満たすことによりプロポーザル方式で進めていくことに問題がないものとします。

○委員長

これをもちまして、次第3の予定価格が1,000万円以上の業務等の契約におけるプロポーザル方式実施の適否についての審議を終了します。

審議の中であった各意見については、事務局でまとめていただき、各委員に報告し、確認を得た後、委員会の意見としたいと考えます。

委員、契約検査室職員以外 退席

○委員長

事務局から何かありますか。

○事務局

本日はありがとうございました。

次回につきましては、8月29日（木）に入札、契約案件のみで行います。また、過去の委員会としての意見の対応状況についても次回にご報告させていただく予定です。

○委員長

以上をもちまして、令和元年度第1回目の会議を終了します。

皆様、本日はどうもありがとうございました。